

資料2

経営健全化計画を変更した公営企業会計の団体名・会計名及び各会計の計画の概要

平成25年度決算に基づき、経営健全化計画を変更した公営企業会計の団体名・会計名及び各会計の計画の概要は次のとおりです。

○経営健全化計画を変更した公営企業会計の団体名・会計名一覧

事業区分	都道府県名	市区町村名	会計名
宅地造成事業	山口県	下関市	臨海土地造成事業特別会計

主な変更内容

- 2 計画期間
 - ・平成23年度から平成32年度までの10年間。
 - 平成23年度から平成30年度までの8年間。
- 3 経営の健全化の基本方針
 - ・造成地の売却及び貸付並びに基金からの借入金により資金不足の解消を図る。
 - 造成地の整備を行い、売却及び貸付並びに基金からの借入金により資金不足の解消を図る。
- 4 資金不足比率を経営健全化基準未滿とするための方策
 - ・造成地(新港地区・長州出島)の整備を追加。
- 5 4の方策に係る収入及び支出に関する計画
 - ・平成23年度から平成25年度までを実績値、平成26年度以降を計画値に変更。
 - ・市債及び造成費を追加。
- 6 各年度ごとの資金不足比率の見通し
 - ・平成23年度から平成25年度までを実績値、平成26年度以降を計画値に変更。
- 7 その他経営の健全化に必要な事項
 - ・平成33年度以降。
 - 平成31年度以降。

**山口県 下関市 臨海土地造成事業特別会計
経営健全化計画の概要(変更後)**

1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因

- 造成地の売却遅延による借入金の償還財源不足
- 地価の下落による土地収入見込額の減

2 計画期間

平成23年度から平成30年度まで8年間

3 経営の健全化の基本方針

造成地の整備を行い、売却及び貸付並びに基金からの借入金により資金不足の解消を図る。

4 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

- 造成地(消防庁舎建設用地、海響館バス駐車場用地)の一般会計への売却
- 造成地(臨港道路用地)の港湾会計への売却
- 造成地(アミューズメント施設用地、飲食店用地、海響館臨時駐車場用地)の貸付
- 基金からの資金借入
- 起債残高の繰上償還
- 造成地(新港地区・長州出島)の整備

5 4の方策に係る収入及び支出に関する計画

(単位:百万円)

項目	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 決算	28年度 決算	29年度 決算	30年度 決算
土地売却収入		480	145	34					
土地貸付料収入	66	75	92	89	81	<u>82</u>	<u>82</u>	<u>82</u>	<u>82</u>
基金からの借入金			530	200	200				
市債						<u>900</u>	<u>840</u>	<u>730</u>	<u>530</u>
造成費						<u>900</u>	<u>840</u>	<u>730</u>	<u>530</u>
公債費	210	200	714				<u>7</u>	<u>16</u>	<u>23</u>

6 各年度ごとの資金不足比率の見通し

(単位:%)

項目	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 決算	28年度 決算	29年度 決算	30年度 決算
資金不足比率	25.8	26.8	57.8	55.8	54.5	<u>44.0</u>	<u>27.6</u>	<u>24.5</u>	二

7 その他経営の健全化に必要な事項

- 平成31年度以降、土地の売却収入及び貸付料を財源に資金不足比率が経営健全化基準を超えない範囲で基金からの借入金を返済していく。
- ホームページに売却用地の情報を掲載するとともに、企業誘致の観点から部局間で連携し、積極的な販売促進活動を行い、造成地の早期売却に取り組む。
- 経営健全化計画の実施状況をホームページで公表する。

※ 変更部分には下線を付している。